

平成 24 年度地方公営企業関係主要施策

平成 24 年 1 月
総務省自治財政局

第 1 平成 24 年度の地方財政計画（公営企業繰出金）及び地方債計画の概要

1 通常収支分

(1) 公営企業繰出金

平成 24 年度の地方財政への対応において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 6,600 億円程度（対前年度比 270 億円程度、1.0%程度の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 6,800 億円程度（前年度比 300 億円程度、1.7%程度の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 5,400 億円程度（対前年度比 0.1%程度の減）、病院事業 7,300 億円程度（対前年度比 0.2%程度の増）、交通事業 1,200 億円程度（対前年度比 0.6%程度の減）、上水道事業 900 億円程度（対前年度比 6.3%程度の減）等となっている。

平成 24 年度の事業別の新規施策等としては、簡易水道事業の統合推進及び公立病院における災害時の医療提供に必要な備蓄のための所要の地方財政措置を講じるほか、地方公営企業職員に係る子どものための手当に要する経費について所要の措置を講じることとしている（詳細については後述参照）。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成 24 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 24 年度の地方債計画の総額は 13 兆 5,396 億円(対前年度比 1,944 億円、1.4%減)を計上しており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 2 兆 3,742 億円(対前年度比 1,174 億円、5.2%増)を計上している。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,908 億円(対前年度比 2.1%増)、水道事業 3,636 億円(対前年度比 1.0%減)、病院事業・介護サービス事業 3,374 億円(対前年度比 18.6%増)、交通事業 2,356 億円(対前年度比 0.0%減)等となっている。

② 公営企業債資金の確保

公営企業会計等分 2 兆 3,742 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,305 億円(対前年度比 3 億円、0.0%増、構成比 30.8%)、地方公共団体金融機構資金 7,252 億円(対前年度比 277 億円、4.0%増、構成比 30.5%)、民間等資金 9,185 億円(対前年度比 894 億円、10.8%増、構成比 38.7%)を確保している。

2 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で区分し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

(1) 公営企業繰出金

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 23 億円程度を確保している。

事業別には、水道事業 20 億円程度、下水道事業 2 億円程度、市場事業 1 億円程度となっている。

当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置することとしている。

地方公営企業に係る緊急防災・減災事業についても、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 436 億円程度を確保している。

事業別には、水道事業 211 億円程度、病院事業 1 億円程度、下水道事業 224 億円程度となっている。

当該繰出金については緊急防災・減災事業債（補助）を起債することができる。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 359 億円を計上しており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 232 億円を計上している。

事業別には、水道事業 10 億円、病院事業・介護サービス事業 21 億円、市場事業・と畜場事業 1 億円、下水道事業 12 億円、災害復旧事業 38 億円、被災施設借換債 150 億円を計上している。

緊急防災・減災事業に係る地方債計画の総額は 4,546 億円を計上しており、このうち公営企業債の公営企業会計等分の合計額は 373 億円を計上している。

事業別には、水道事業 216 億円、工業用水道事業 1 億円、下水道事業 156 億円を計上している。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 232 億円の資金内訳は、財政融資資金 40 億円、地方公共団体金融機構資金 192 億円を確保している。

緊急防災・減災事業に係る公営企業会計等分 373 億円の資金内訳は、財政融資資金 194 億円、地方公共団体金融機構資金 179 億円を確保している。

③ 被災施設借換債の創設

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によっ

て取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとし、150億円を計上している。

第2 新規施策等の概要

1 政策課題に対する取組等

(1) 簡易水道法適化・統合推進に対する措置 【別紙1】

複数の簡易水道事業の統合に要する資産台帳作成や電算システム導入等のソフト事業について、引き続き所要の地方交付税措置を講じる（延長）。

平成24年度公営企業繰出金 9億円程度

(2) 災害時の医療提供に対する措置の拡充 【別紙2】

災害時の医療提供に必要な診療用具、診療材料及び医薬品等の備蓄に係る地方交付税措置について、災害拠点病院に加え、新たに救急告示病院を対象とする。

平成24年度公営企業繰出金 56億円程度

(3) 子どものための手当に対する措置 【別紙3】

地方公営企業職員に係る子どものための手当に要する経費について、一般会計から繰出しを行うものとして、当該繰出しに要する経費に対し所要の地方交付税措置を講じる。

平成24年度公営企業繰出金 200億円程度

2 臨時的な対応

(1) 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業

について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 24 年度水道事業債振替額

3 4 億円

(2) 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 24 年度下水道事業債振替額

3 3 0 億円

3 公債費負担対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、平成 24 年度までの 3 年間で、1.1 兆円程度の年利 5 % 以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、必要に応じ借換債を発行できることとしている。

なお、旧公営企業金融公庫資金の繰上償還の財源として、地方債計画に公営企業借換債 300 億円を計上している。

簡易水道法適化・統合推進に対する措置【延長】

1. 背景等

簡易水道事業は上水道事業と同様に住民生活に密接に関連したサービスを提供するものであり、地方公共団体の財政運営や住民生活に与える影響が大であることに加えて、国・地方を通じる行財政改革が最重要課題とされている中で、経営の効率化・健全化を進めるという観点から、経理内容の明確化・透明性の向上のための「法適化の推進」及び経営の効率化・健全化のための「簡易水道事業の統合（簡易水道事業が上水道事業に統合される場合を含む）」を積極的に推進する必要がある。

2. 施策の概要

簡易水道事業法適化計画を策定し、地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする地方公共団体、又は、簡易水道事業統合計画を策定し、事業内の簡易水道施設を整理・統合しようとする地方公共団体に対し、所要の地方交付税措置を講じることとする。

【対象経費】

簡易水道法適化・統合推進に要する経費（対象経費）

- ・資産評価及び資産台帳の作成
- ・電算システムの導入
- ・経営統合に伴う民間的経営手法の導入準備費用（人件費は除く）

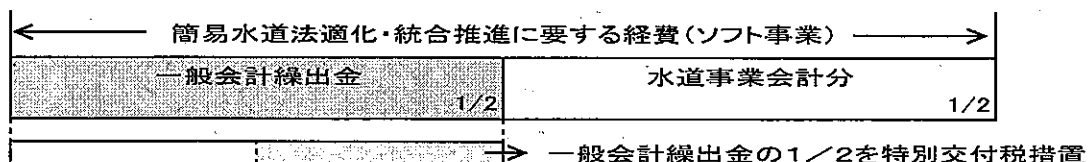
等のソフト事業

【実施期間】

簡易水道統合に要する経費については、平成19年度から23年度までの措置を5カ年延長することとし、24年度から28年度までとする。

3. 地方交付税措置

計画に基づく法適化又は統合に要する経費の1/2について一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（1/2）を講じる。



4. 平成24年度地方財政計画計上額

9億円程度

災害時の医療提供に対する措置の拡充

災害時の医療提供に必要な診療用具、診療材料及び医薬品等の備蓄に係る地方交付税措置について、災害拠点病院に加え、新たに救急告示病院を対象とする。

1 背景等

災害時の医療提供の確保を目的として、災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び医薬品等（以下「医薬品等」という。）の備蓄に要する経費について、平成18年度より地方交付税措置を講じてきたところである。

しかし、今般の東日本大震災においては、災害拠点病院自体が被災する中で、拠点病院以外の救急告示病院においても、多数の患者を受け入れざるを得ない状況が発生し、加えて、ライフラインの途絶により診療機能に影響が生じたところである。

このため、災害拠点病院に加えて、急性期の患者を受け入れる責務がある救急告示病院についても、災害時における医療提供に必要な医薬品等の備蓄を図る必要がある。

2 施策の概要

災害時の医療提供に必要な医薬品等の備蓄に係る地方交付税措置について、災害拠点病院に加え、新たに救急告示病院を対象とする。

3 地方交付税措置

災害拠点病院及び救急告示病院が行う医薬品等の備蓄に要する経費について、一般会計から繰出しを行うこととし、当該繰出しに要する経費について地方交付税措置を講じる。（食料及び飲料水の備蓄に要する経費についても新たに対象に追加）

公営企業繰出金

平成24年度

56億円程度（対前年度25億円程度増）

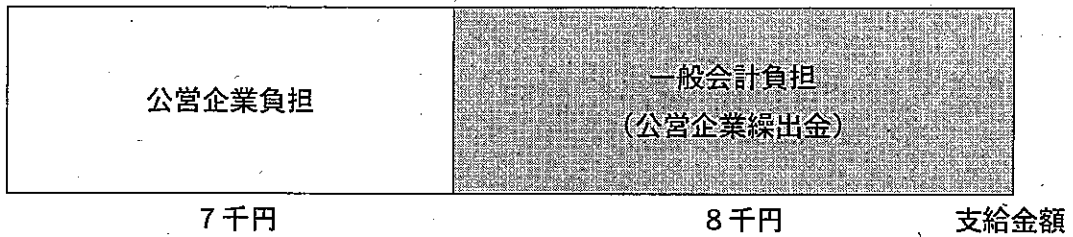
地方公営企業職員に支給する子どものための手当に対する措置について

◆平成24年度地方財政計画計上額 : 200億円程度

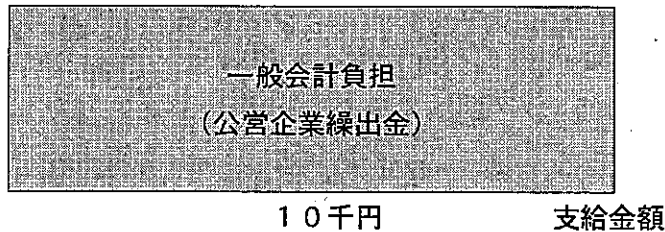
【スキーム図(1人当たり支給月額)】

- 『平成24年2月～5月(所得制限なし)』
- 『平成24年6月～平成25年1月(所得制限(960万円)内の世帯を対象)』

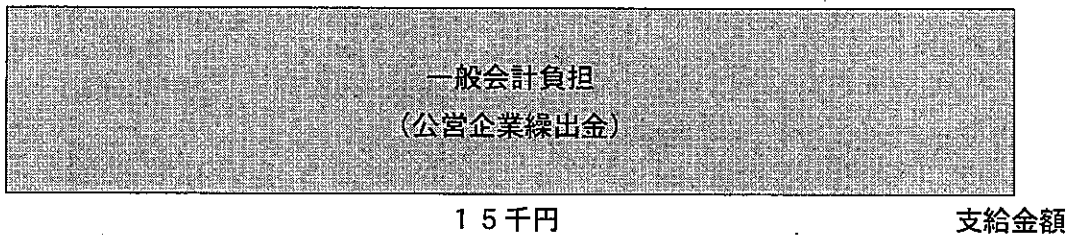
●3歳未満



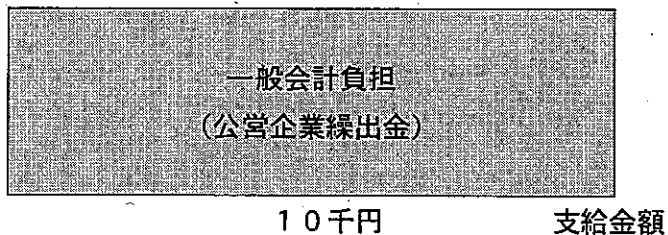
●3歳以上小学校修了まで(第1子及び第2子)



●3歳以上小学校修了まで(第3子以降)



●小学校修了後中学校修了まで



- 『平成24年6月～平成25年1月(所得制限(960万円)超の世帯を対象)』

●中学校修了まで

